

新冠町

第2次子ども読書活動推進計画

(平成28年度～平成32年度)

新冠町教育委員会

《目 次》

第1章 基本方針 1

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の基本方針
 - (1) 子どもの読書活動の意義
 - (2) 基本理念
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画の対象

第2章 子どもの読書活動の推進について

- 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 4
- 2 学校等における子どもの読書活動の推進 5
- 3 図書プラザにおける子どもの読書活動の推進 7

第3章 子どもの読書活動の普及・啓発について..... 8

第4章 関係機関の連携について 9

参考資料 10

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律154号）

第1章 基本方針

1 計画策定の目的

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、新冠町教育委員会では平成23年に「新冠町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

本計画は、前計画における取組の成果と課題、また、平成25年に策定された「北海道子どもの読書活動推進計画〔第三次計画〕生きる力をはぐくむ北の読書プラン」を踏まえ、「第7次新冠町社会教育中期計画」と整合性を図りながら、子どもの読書活動推進に向けた方向性を示すため、新たな推進計画を策定するものです。

2 計画の基本方針

(1) 子どもの読書活動の意義

子どもの自発的な読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、成長に必要な経験を補い、社会性を養います。子どもの頃に身に付けた読書習慣は、身のまわりに生じた問題点や課題に直面したとき、それを解決するための手段や方法をさがすうえで役立つものと考えられます。

このことから、子どもの読書活動を身近なものにするために、家庭・地域・学校がさまざまな活動を展開して、読書環境を整備していかなければなりません。

(2) 基本理念

新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会で本に親しみ、自らすすんで読書活動が行えるよう積極的な環境整備を図り、生涯にわたる読書活動の基盤づくりを目指します。

(3) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5カ年とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 計画の対象

計画の対象となる子どもは概ね18歳以下の者とします。また、子どもの読書活動には周囲の大人の存在が欠かせないことから、保護者や関係団体も対象とします。

【対象となる各年代の主な特徴】

(1) 乳幼児期（0歳～6歳）

一般的には、出生直後から1歳または1歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期といわれています。

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

(2) 小学生期（6歳～12歳）

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。

その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。また、教職員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

(3) 中学生期（12歳～15歳）

中学生期は、部活動をはじめとした様々な活動によって学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間も増加するなど、生活リズムが大きく変化し、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、反抗期を迎えるなど親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。

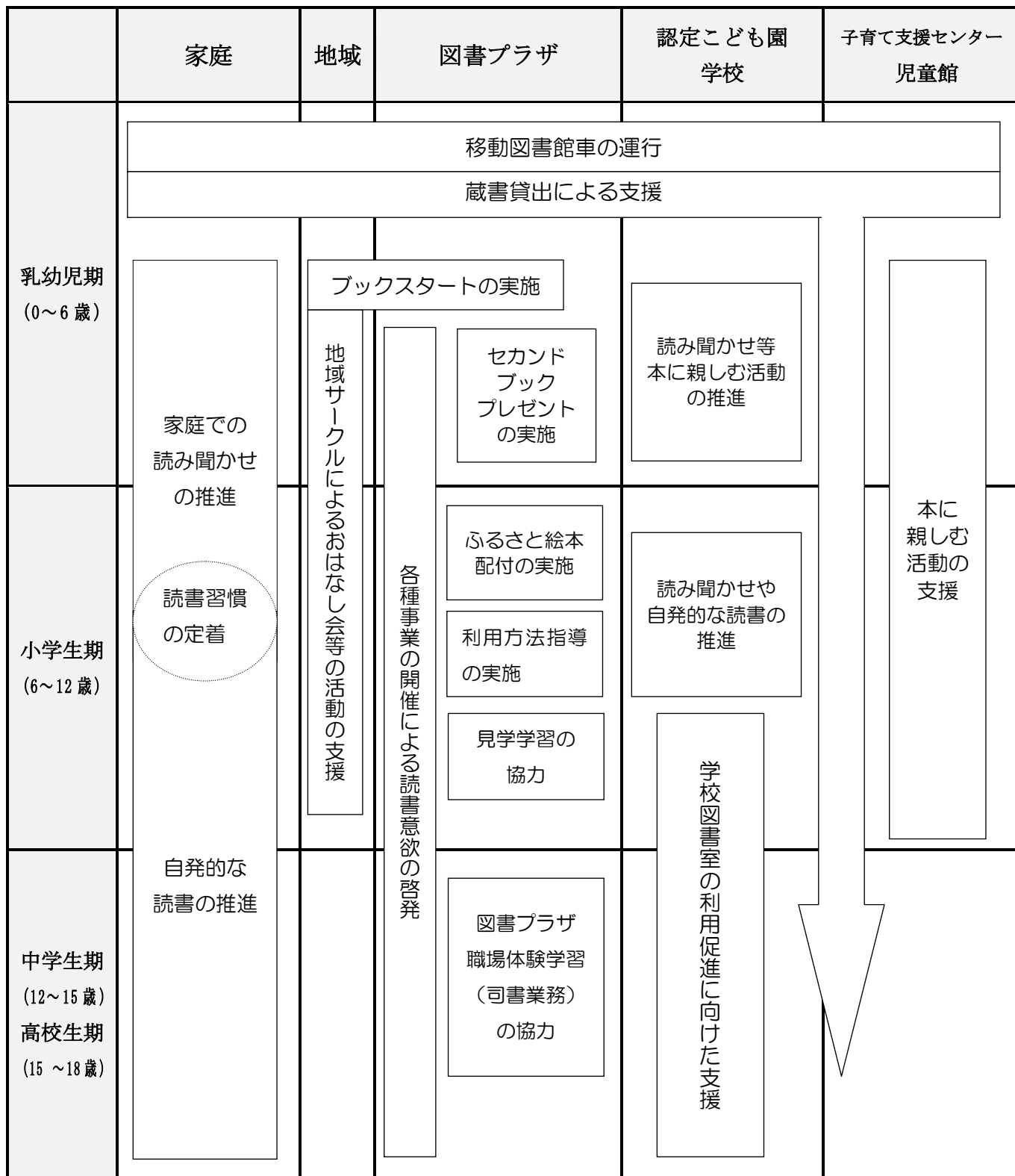
中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

(4) 高校生期（15歳～18歳）

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方・生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

●子どもの読書活動推進の取組イメージ

新冠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会に本に親しみ、自らすすんで読書活動が行えるよう積極的な環境整備を図り、生涯にわたる読書活動の基盤づくりを目指します。



第2章 子どもの読書活動の推進について

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

- 子どもが読書に親しむ習慣を身に付ける上で、家庭の果たす役割は非常に大きく、多くの子ども達にとって最初の読書となる絵本等の読み聞かせは、親子の大切なふれあいの時間となることはもとより、その子が健やかに成長し、豊かな人生を送るために極めて重要な事と考えられます。そのため、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に着けられるよう、保護者や周りの大人が読書の意義や重要性を理解し、子どもとともに本に親しむ環境づくりが必要です。
- 地域においては、乳幼児期に保護者とともに利用する子育て支援センターや児童が放課後等に利用する児童館において本が設置されており、利用者がいつでも手にとれるようになっています。また、読み聞かせの会や子育てサークルの活動においても親子が本に親しむ活動が行われています。このように、関係機関において読書意欲の啓発が行われておりますが、活動の継続のためには会員の増強と支援が必要です。

【今後の方向】

- ・保護者に対して読書の意義を伝え、関係機関が連携した子どもの読書活動の普及に取り組めます。
- ・郷土資料館が発刊する「新冠百話」から昔話や伝説を取り上げた新たな郷土絵本の製作と効果的な活用を図ります。

【具体的な施策】

- ・家庭に対する子どもの読書活動の啓発
- ・ブックスタート事業、セカンドブックプレゼント事業をきっかけとした家庭での読み聞かせや読書の推進
- ・地域サークルによるおはなし会開催や情報提供の継続
- ・図書プラザの活用の促進
- ・児童館や子育て支援センター等における蔵書の充実と支援の継続
- ・家族読書の啓発
- ・保護者を対象とした読書意欲啓発事業の推進
- ・新たな郷土絵本の製作と活用の推進
- ・子どもの読書活動に係るボランティアサークルへの支援

2 学校等における子どもの読書活動の推進について

(1) 認定こども園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

- 保育所や幼稚園は、多くの幼児にとって同年代と初めて集団生活をする場であり、大人数で絵本や物語を見たり聞いたりする楽しさを経験する場でもあります。
- 当町の認定こども園では、読み聞かせや図書スペース「えほんのへや」の整備・充実に取り組まれています。また、子どもたちが図書プラザを訪問して本に親しむ活動も行われています。
- 絵本は幼児の人気が高いほど傷みが激しく、何度も修理して使い続けていますが、今後も絵本を通した幼児の豊かな心の育成に努めていくため、計画的な絵本購入や更新が必要です。

【今後の方向】

- ・絵本の読み聞かせを中心に、様々な角度から子どもが本に触れる機会を提供します。

【具体的な施策】

- ・読み聞かせ等による本に親しむ活動の推進
- ・図書スペース「えほんのへや」の活用促進に向けた支援
- ・計画的な図書購入による蔵書の充実
- ・図書プラザの活用の促進

(2)学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

- 小中学校では、子どもの発達の段階を踏まえて読書の楽しさを指導する必要があり、学習を通して望ましい読書習慣の形成を図ることが必要です。また、学校図書室は、興味があることをじっくり調べられる学びの場、好きな本を自分のペースで読める自由な読書の場という大きな役割を持っており、昼休みや放課後などに子どもたちにとって心の居場所となることが大切です。
- 小学校では朝学習の時間や教職員・ボランティアによる読み聞かせを通じて本に親しむ機会があり、中学校では生徒会活動において生徒によるおすすめ図書のお知らせ等、読書の推進が図られています。
- 見学学習や職場体験学習においては図書プラザが有効に活用されています。
- 学校図書室は、教職員や児童・生徒の他、図書ボランティアによって運営されており、これまで蔵書の充実や管理システムの導入等、関係機関と連携しながら整備に取り組んできました。併せて、図書プラザの支援によって多くの図書を長期にわたって教室などの身近な場所に設置し、読書しやすい環境が作られています。
- 今後は学校の読書環境の整備を継続するとともに、教職員による蔵書管理システムの活用等によって学校図書室の利用拡大に努める必要があります。

【今後の方向】

- ・教職員と保護者の両者が読書に対する理解と関心を高め、ボランティアや図書プラザ等関係機関と連携して、読み聞かせや学習を通じた子どもの読書活動の推進と学校図書室の環境整備を継続し、学校全体の読書に対する意識向上を図ります。

【具体的な施策】

- ・教職員による児童・生徒への読書指導やボランティアによる読み聞かせの推進
- ・蔵書の充実と学校図書室支援の継続
- ・教職員の学校図書管理システムの利用による学校図書活用のための支援
- ・学習における学校図書室や図書プラザの利用の促進
- ・児童会及び生徒会活動等を通じた児童・生徒の読書意欲の啓発
- ・教職員を対象とした情報提供の推進

3 図書プラザにおける子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

- 図書プラザは、新冠町の図書室として読書活動の中心的役割を担っており、本に親しみ、読書の楽しさを味わうことができるよう各種活動を展開しています。また、移動図書館車の運行により町内全域における幅広い読書機会の提供に努めています。
- 子ども達の興味・関心は成長とともに様々なことへ広がっていきます。小学生期は文字が読めるようになり自分で読む楽しみを覚え、知識の幅を広げていきますが、中学生期・高校生期の読書は自我の確立や進路選択に大きな影響を与えるものとなります。このため、年代に応じた事業の展開が必要であり、特に、中学生・高校生は心身の成長により大人に近い思考や感覚を持ち始めるため、その特徴を踏まえながら、取組の工夫に努める必要があります。
- 図書プラザは地域の図書室として、読書だけが目的でなく、来館する誰もが過ごしやすい環境でなくてはなりません。町民の居場所として、また、町外に通園・通学する子ども達にとっても身近に感じる場所として、いつでも気軽に利用しやすい環境づくりが必要です。
- 電子資料や電子機器の普及といった社会変化に応じて読書形態や情報収集の手段が多様化しているため、情報提供技術に柔軟に対応する施設運営の検討が必要です。

【今後の方向】

- ・蔵書を活かして様々な機関と連携し、事業内容を工夫するとともに、積極的な情報発信に取り組むことで読書の啓発を図ります。

【具体的な施策】

- ・蔵書の充実と館内備品の更新による継続的な環境整備の推進
- ・子どもの年代に応じた推薦図書や新刊図書のお知らせによる読書意欲の啓発
- ・図書プラザの蔵書を活用した各種事業の推進と利用者への情報発信の充実
- ・移動図書館車の運行や団体向け貸出による読書機会の増進
- ・ふるさと絵本の活用や森みつ青少年少女文芸賞の継続によるふるさと教育の推進
- ・ふるさとビデオのDVD化等現代の子ども達が利用しやすい資料づくりの推進
- ・蔵書の活用による他機関との連携の推進
- ・既存にとらわれない魅力的な書架づくりの推進
- ・他図書館との相互貸借による幅広い蔵書の提供と事業の充実
- ・図書ボランティア人材の育成の推進

第3章 子どもの読書活動の普及・啓発について

子どもの読書活動を社会全体で推進するためには、その意義や重要性について、広く市民の理解や関心を高める必要があります。

そのためには、図書プラザをはじめとした関係機関が、子どもと保護者、さらには地域住民に対し、多くの情報を提供するとともに、本に親しむ機会の提供や読書を好きになるような働きかけを実施し、また、関係機関や団体等と連携し、意識の啓発に向けた事業を推進することが必要です。

【今後の方向】

- ・積極的な情報発信によって、読書意欲の向上を図ります。

【具体的な施策】

- ・子どもの年代に応じた新着図書や推薦図書の普及
- ・ホームページの活用等による地域住民への情報発信の充実
- ・関係機関による相互の情報発信と連携による読書の啓発
- ・「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）における特別事業の充実
- ・北海道立図書館による市町村活動支援事業を活用した読書活動の推進

第4章 関係機関の連携について

社会全体で子どもの読書活動を活発に働きかけるためには、子どもの各年代に対応した周囲の積極的な取り組みが必要です。また、子どもだけでなく、周囲の大人も読書に対する理解を深められるような働きかけも重要です。そのためには、学校間、または他町図書館との連携ということだけでなく、行政・民間を問わず、子どもや家庭、読書に係わる各機関が連携・協力していくことが必要です。

関係機関が定期的に連絡を取り合い、子どもや家庭の現状、興味・関心について共有し、そのなかで読書に係わる取り組みを協議し、子どもの読書活動に関する事業の共同開催や蔵書の相互利用による展示等の読書推進の働きかけが必要です。

【今後の方向】

- ・子どもに係る関係機関が連携し、それぞれの特性を活かして事業の展開を図ります。

【具体的な施策】

- ・保護者や関係者等の大人も含めたこどもの読書に関する講座等の開催
- ・担当者による連絡会議の実施
- ・関係機関相互の情報発信

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日
法律154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める

ものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。